

みえ森林教育ステーション認定要領

制定 令和3年8月23日 林研第122号
一部改正 令和5年4月3日 林研第24号

(目的)

第1条 この要領は、森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりの実現に向け、森林や木、木材の魅力に触れていただける施設を「みえ森林教育ステーション」として認定し、森林教育に気軽にアクセスできる場を県内各地に整備し、それらの場を活用した森林教育活動を積極的に展開することを目的とする。

(認定の要件)

第2条 みえ森林教育ステーションの認定は以下の(1)～(6)の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 主に未就学児や児童、保護者等の複数名が日常的に利用できる空間（以下「森林教育空間」）が確保されている屋内施設であること。ただし、特定の者に利用が限られる施設は除く。
- (2) 県産材を使った遊具又は玩具を常設していること。
- (3) 未就学児から小学生までを対象に各年代に対応した森林や木材に関する書籍や絵本を10冊以上常設していること。
- (4) 森林教育空間の広さは、おおむね4㎡以上とし、木製の床であること。
- (5) 常設の職員を配置し、森林教育活動を積極的に展開する意欲があること。
- (6) 第5条の認定施設の管理者の責務の遂行が見込まれること。

(認定の手続き)

第3条 認定を受けようとする施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、認定申請書（様式第1号）に実施計画書（様式第2号）を添付のうえ、林業研究所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

- 2 所長は、前項の認定申請書及び実施計画書を受理したときは、その内容を審査し、前条の要件を満たしていると認める場合は認定を行うとともに、認定通知書（様式第3号）にみえ森林教育ステーション木製看板を添えて施設管理者あて通知するものとする。
- 3 認定申請書の受付期間は毎年度4月1日から翌年の2月15日の期間とする。

(県の支援)

第4条 県は、前条第2項の規定に基づき、認定した施設（以下「認定施設」という。）に対して、以下の支援を行うものとする。

- (1) 「森林教育」の普及・推進に関わる施設職員等が、「みえ森林教育ビジョン」に基づくみえ森林教育の考え方や、森林・林業の基礎知識を学ぶことができる機会を提供する。
- (2) 県内の認定施設の名称や連絡先等を記載した、みえ森林教育ステーション一覧表を作成し、県のホームページ等で紹介するなど幅広い広報に努める。

- (3) 認定施設の要望に応じ、みえ森づくりサポートセンターを通じて森林教育用具等の貸し出しを行う。
- (4) 森林教育の普及・啓発パネル及び森林教育参考図書を認定施設の管理者（以下「認定施設管理者」という。）に貸与すること。

（認定施設の管理者の責務）

第5条 認定施設管理者は、森林教育ステーションの運営にあたり、次の（1）から（4）について遵守するよう努めなければならない。

- (1) 前条第1項に基づき県が実施する講習等を、施設職員又は管理人等が受講できるよう配慮すること。
- (2) 施設利用者に対して「みえ森林教育ビジョン」に基づく、森林教育の普及・啓発活動を実施するとともに、県が行う森林教育に関する情報発信等に協力すること。
- (3) 認定施設の運営状況等についてホームページ等を通じた情報発信を行うこと。
- (4) 認定期間内における各年度の実施報告書（様式第4号）を、翌年度の4月末までに所長に提出すること。

（変更の申請）

第6条 認定施設の管理者は、実施計画書の記載内容に変更があった場合は、変更届出書（様式第5号）を、速やかに所長に提出しなければならない。

（認定の期間）

第7条 みえ森林教育ステーションの認定期間は認定の日から5年間とする。ただし、期間終了時に県と認定施設の管理者との協議により、期間を延長できるものとする。

（認定の取消）

第8条 県は、認定施設が第2条の要件を満たしていないと判断したときは、認定を取り消す場合がある。

- 2 認定施設管理者は、都合により認定の取消を求める場合は、認定辞退届出書（様式第6号）を所長に提出するものとする。
- 3 県は、第1項に該当する場合及び前項の届出が提出された場合は、認定取消書（様式第7号）により認定施設管理者に通知するとともに、県のホームページ等で紹介するみえ森林教育ステーション一覧表等を更新するものとする。
- 4 認定施設の管理者は、認定取消書が交付されたときは、速やかにみえ森林教育ステーション木製看板及び貸与物品を林業研究所に返却することとする。

附則

この要領は、令和3年8月23日から施行する。

この要領は、令和5年4月 3日から施行する。